

令和6年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会 ヤングケアラー支援に関する検討会（第1回）

日時：令和6年8月30日（金）14：00～15：30

場所：横浜市役所18階会議室（みなと6・7）

次第

- 1 こども青少年局局長あいさつ
- 2 令和6年度ヤングケアラーの支援に向けた取組について
- 3 意見交換

【配布資料】

- 資料1-1 ヤングケアラー支援に関する検討会 委員名簿
- 資料1-2 ヤングケアラー支援に関する検討会 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 ヤングケアラーの支援に向けた取組について
- 参考資料1 ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について
- 参考資料2 ヤングケアラー支援研修チラシ

令和6年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会
ヤングケアラー支援に関する検討会委員名簿

【有識者・支援団体等】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	サイノウ 齋 藤 真 緒	立 命 館 大 学 産 業 社 会 学 部 教 授
2	シマモト 島 本 洋 一	中 区 基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー 所 長
3	スグロ 勝 呂 ち ひ ろ	一 般 社 団 法 人 O m o s h i r o 代 表 理 事
4	ハヤシダ 林 田 育 美	認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 つ づ き 区 民 交 流 協 会 都 筑 多 文 化 ・ 青 少 年 交 流 プ ラ ザ 館 長
5	フジキ 藤 木 和 子	全 国 障 害 者 と と も に 歩 む 兄 弟 姉 妹 の 会 副 会 長 弁 護 士
6	フナダ 舟 田 泰 久	横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 地 域 活 動 部 市 民 活 動 支 援 課 ヨ コ 寄 付 推 進 担 当 課 長
7	マツハシ 松 橋 秀 之	社 会 福 祉 法 人 日 本 水 上 学 園 (児 童 養 護 施 設) 理 事 長 特 定 非 営 利 活 動 法 人 よ こ は ま チ ャ イ ル ド ラ イ ン 副 代 表 理 事
8	ユザワ 湯 澤 直 美	立 教 大 学 学 科 コ ミ ュ ニ テ イ 福 祉 学 部 福 祉 学 科 教 授

【行政職員】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	サンペイ 三 瓶 淳	城 郷 小 学 校 校 長
2	アキヤマ 秋 山 美 帆	教 育 委 員 会 事 務 局 課 長 補 佐 (人 権 教 育 ・ 児 童 生 徒 課 担 当 係 長)

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会
ヤングケアラー支援に関する検討会 事務局出席者名簿（R6）

資料1-2

所属・補職		氏 名
局長	こども青少年局長	福 嶋 誠 也
部長	こども青少年局総務部長	武 居 秀 顕
	こども青少年局こども福祉保健部長	秋 野 奈 緒 子
課長	こども青少年局企画調整課長	柿 沼 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	こども青少年局青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	こども青少年局こども家庭課長	藤 浪 博 子
	こども青少年局こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こども青少年局障害児福祉保健課長	高 島 友 子
	政策局政策課基本戦略推進担当課長	飯 田 学
	国際局政策総務課多文化共生担当課長	廣 瀬 綾 子
	健康福祉局企画課長	松 村 健 也
	健康福祉局地域支援課長	稲 垣 純 子
	健康福祉局生活支援課長	伊 藤 泰 毅
	健康福祉局障害施策推進課長	中 村 剛 志
	教育委員会事務局小中学校企画課長	高 橋 義 成
	教育委員会事務局高校教育課長	宮 村 浩 文
	教育委員会事務局東部学校教育事務所指導主事室長	横 山 康 孝
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	宗 川 淳
	こども青少年局こども家庭課担当係長	花 田 香 織
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課地域連携係長	高 橋 一 輝

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議(分科会を含む)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

ヤングケアラー支援に関する
検 討 会
令和6年8月30日
横浜市こども青少年局
こども家庭課

令和6年度 ヤングケアラーの支援に向けた取組について

令和5年度の取組

実施内容①研修

- ・対象:子どもにかかわる支援団体・者、家族のケアにかかわる施設、ヤングケアラー支援に関心のある人等
- ・内容:市実態調査から見えてきたこと、事例検討 など
- ・実施数:42回(市域5、区域37) 998人※研修の参加者に対する事後フォローアップ(電話相談)

実施内容②広報啓発

- ①ヤングケアラーに関する広報動画の広告配信
- ②特設webサイトの開設による広報啓発
- ③ヤングケアラーの実話に基づく漫画の掲載
- ④各種PR広告掲載(デジタルサイネージ・SNS等)

実施内容③補助金

- ・現在ヤングケアラーを支援している団体のほか、今後ヤングケアラー支援に取り組む意欲のある活動団体などへ補助金を交付により支援
- ・補助対象メニュー:ピアサポート、オンラインサロン、見守り等

実施内容④ヘルパー派遣

- ・家事や育児支援を必要とする家庭がヘルパー派遣事業を利用しやすくなるように事業者への委託単価を増額

令和5年度の取組

研修①

目的:家族のケアや子どもに接する施設を対象としたヤングケアラーへの気づきと発見後のつなぎ、対応する上で配慮する事項などを学ぶ。

対象者:子どもや家族のケアに関わる関係団体

内容:講師派遣による研修、研修受講者のフォローアップのための相談体制

研修イメージ および メニューの一例

講義のみや講義とグループワークの組み合わせもできます。
zoomでのオンライン開催または対面との併用も可能です。
セミナーや勉強会等の企画・運営を支援します。

- | | |
|------------------------------------|----------|
| (例)・ Omoshiro が出会った、ある子の話 | (10分) |
| ・ なぜ今ヤングケアラーなのか? ～横浜市実態把握調査から見たこと～ | (15分) |
| ・ 親子まるっと伴走支援での事例検討 | (30～60分) |
| ・ まとめ | (5分) |
| | 計 60～90分 |

はじめての方からより理解を深めたい方まで、幅広いニーズに応じた研修メニューの作成が可能ですので、まずはお気軽にご相談ください。

会場手配および zoom (オンライン希望の場合) につきましては、ご準備いただきますようお願いいたします。

令和5年度の取組

研修②

区分	参加団体	実施回数（回）	参加人数（人）
区域研修 37回 921人	学校・教育関係（校長、教職員、SC、SSW）	9	188
	区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、自立支援協議会	7	193
	区医師会（医師・薬剤師等医療関係者等）	1	48
	民生委員・児童委員	12	261
	キッズクラブ運営法人	1	14
	青少年指導員	1	44
	学校警察連絡協議会（教職員・警察関係）	1	75
	福祉事業関係者（寄添い支援事業等）	2	13
市域研修 5回 77人	区役所関係団体（セーフティネット会議等）	3	85
	市民・市職員合同（民生委員・児童委員等）	4	55
	市職員	1	22
	合計	42	998

参加した方からの声

- ▶子どもの声を聴くということをあらためて考えた。（生活困窮支援関係者）
- ▶家族全体で見ていく必要性・重要性があることに気づけた。（障害福祉関係者）
- ▶ヤングケアラーの状態が当たり前になって、何に困っているかに気づいていないことが多く、子どもがその状態に気づけるように声掛けの仕方を工夫していくことが大切。（教育関係者）

令和5年度の取組

広報・啓発①

目的:ヤングケアラーの認知度向上・理解促進 →相談・支援・見守りにつなげる
ターゲット:主に小学生4年生以上の子ども、18歳以上の幅広い年齢層



- ・子どもが関心を引き身近に感じるキャラクターを起用
 - ・ヤングケアラーに詳しい専門家による解説
 - ・実例をもとに、当事者世代の学生が作成したマンガを掲載
 - ・子どもへの呼びかけと相談先を周知
- ⇒ヤングケアラーの存在、言葉の理解は一定の成果を得ることができたと考える。



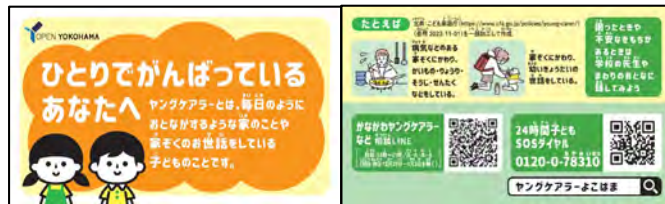
令和5年度の取組

広報・啓発②

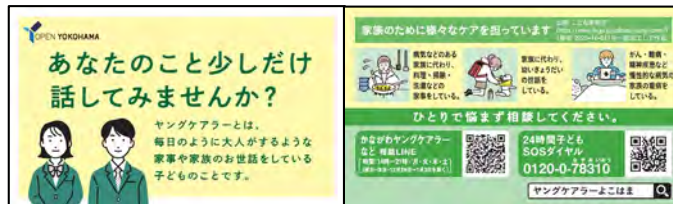
1. 市内の公立・私立の小・中・高校に相談カードやポスターを配布

・相談カード 267,925人

・ポスター 638校



(小学生向け)



(中・高学生向け)



2. WEB広告・SNS広告などで特設サイトを案内

Google/Yahoo!/Youtube/X/LINE /
JR横浜駅のJ・ADビジョン/映画館/区庁舎・市庁舎のデジタルサイネージ



令和5年度の取組

補助金

○民間団体のヤングケアラーを支援する取組に補助金を交付

団体	取組内容	
特定非営利活動法人 アーモンドコミュニ ティネットワーク	ピアサポート	・対象:小学生～高校生 ・実施期間:1月～3月 月1～2回
	オンラインサロン	・対象:中学生 ・実施期間:1月～3月 月1回
一般社団法人 Omoshiro	ピアサポート	・対象:精神疾患や知的障害の親又は兄弟 がいる、幼稚園年長～18歳 ・実施期間:1月～3月 月3回

令和5年度の取組

ヘルパー派遣

○家事や育児支援を必要とする家庭がヘルパー派遣事業を利用しやすくなるように事業者への委託単価を増額

1. ヘルパー派遣の委託単価

事業名	令和4年度まで	令和5年度から
育児支援家庭訪問事業(家事・育児に関する支援が必要な家庭に派遣)	5,080円/2h	6,080円/2h
養育支援家庭訪問事業(要保護児童を養育する家庭に派遣)	5,080円/2h	6,080円/2h
日常生活支援事業(子を養育するひとり親家庭に派遣) ※あわせて利用料金の無償化を実施	4,920円/2h	6,080円/2h

2. ヘルパー派遣の実績(R5.4.1～R6.3.31)

担当者へのアンケートによる参考数字

事業名	ヘルパー派遣数		うち、ヤングケラーに該当すると考えられる世帯	
	対象世帯数	のべ派遣数	対象世帯数	のべ派遣数
育児支援家庭訪問事業	61	2,064	16	629
養育支援家庭訪問事業	106	8,575	16	1,921
計	167	10,639	32	2,550

事業名	ヘルパー派遣数		うち、ヤングケラーに該当すると考えられる世帯	
	対象世帯数	のべ派遣数	対象世帯数	のべ派遣数
日常生活支援事業	46	1,314	2	57

1 令和6年度「ヤングケアラー支援事業」取り組みの方向性について

- 令和6年度は、令和5年度の取り組みを踏まえて、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりのため、下記の取り組みを実施します。

負担軽減 本人の	支援団体への補助 【15,295千円】	新 SNS相談 【3,400千円】	ヤングケアラー支援に関する検討会
	ヤングケアラー本人の精神的負担の軽減を目的として、団体への補助を実施(ピアサポート・オンラインサロン)	よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして、SNS相談を実施	学識経験者や子どもや家庭の支援に関わる団体による検討会を開催
見守り・支える環境づくり	広報・啓発 【20,880千円】	市民向け研修 【4,306千円】	新 支援体制構築 【3,000千円】
	ヤングケアラーの認知度向上と正しい理解を深め、相談先を周知。特にヤングケアラーとなりうる年齢層に対し重点的に周知し、相談や適切な支援につなげる。	支援に携わる関係職員等がヤングケアラーについての理解を深め、実際の支援に役立てられるノウハウや事例紹介など研修を実施。	ヤングケアラーが既存の制度の狭間に落ちないようにするため、本市の関係部署や団体、地域が連携する支援体制を構築

令和6年度の取組

広報・啓発

- 特設ホームページのリニューアル→こどもまんなか視点での編集
- 学校でのこどもタウンニュースの配布(秋頃予定)
- ヤングケアラーを題材とした映画の先行上映イベント(秋頃予定)

- ・こどもから大人まで、イラストなどでわかりやすく理解しやすい内容にリニューアル(今後、体験談等も掲載予定)
- ・学校でのこどもタウンニュースや相談カードの配布でヤングケアラーに対する理解と気づきを促す
- ・イベントやSNS広告等を通じた各種広報を実施
- ・ヤングケアラーの理解を促し、正しい知識と行動をとれる研修動画の作成・配信(主に学校教員向け)



令和6年度の取組

市民向け研修

- 対象者を拡大し、地域で家族のケアや子どもに関わる活動に携わる市民など誰でも参加可能に
- プログラムを充実し、様々なテーマで実施(全6回、1回のみでの参加も可)
- アーカイブ配信による受講機会の拡大

日時	テーマ	講師
6/26(水)	ケアラーに優しいヨコハマにしよう！ ご存知ですか？ヤングケアラーのこと	横浜創英大学看護学部精神看護学教授 横山恵子氏
8/9(金)	国内のケアラー支援の実態 連携協働によるヤングケアラー支援	大阪公立大学システム科学研究科 社会福祉分野教授 濱島淑恵氏
8/21(水)	10代で家族ケアを経験して ～ヤングケアラーの私が地域に願うこと～	YCARP子ども・若者ケアラーの声を届けよう プロジェクト・小学校教諭 熊谷佳音氏
10/17(木)	ヤングケアラー支援を通じて ～これからのヤングケアラー支援に必要なこと～	認定NPO法人KATARiBAスタッフ 五味菜々緒氏
11/5(火)	ヤングケアラー達と共に生きる！ 地域とケアラーをエンパワ！	一般社団法人Omoshiro代表理事 勝呂 ちひろ氏
12/7(土)	子どもたちが諦めない社会を目指して！ ヤングケアラー支援で子ども・若者の健やかな育ちと自立を	大阪公立大学現代システム科学研究科 社会福祉学分野教授 伊藤嘉余子氏

令和6年度の取組

支援団体への補助

- ヤングケアラーを支援する団体へ支援に要する費用の一部助成を実施
- 市内のヤングケアラーを支援する団体へ支援に要する経費の一部補助として、立ち上げ費用(上限50万円)及び運営費用1日あたり5万円を上限(1団体につき300万円を上限)に補助を行う。
- 交付団体:特定非営利活動法人 アーモンドコミュニティネットワーク(都筑区)
一般社団法人 Omoshiro(鶴見区) (令和6年8月時点)

【今後実施予定】

- 特設ホームページでのオンラインサロン及びピアサポートの周知
- こども家庭センター等での地域資源の把握の取組から支援団体の新規開拓
- 今年度2回目の支援団体申請受付の実施

令和6年度の取組

SNS相談<新規>

○よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとしてヤングケアラー相談を実施

- ・どこに相談してよいかわからいヤングケアラーや周囲の大人への相談や電話につながりにくい人からの相談を受付
- ・令和6年4月1日から、毎日(土日祝日・年末年始含む)14時～21時で対応
- ・心理カウンセラーなどの専門職が対応
- ・必要に応じて、区福祉保健センターこども家庭課や青少年相談センターなどを案内

6年度から、ヤングケアラーの相談についてもボタンを表示

用日をわらく紹介 OPEN PIONEER YOKOHAMA 令和6年11月1日 こども青少年発達少年相談課

「よこはま子ども・若者相談室」

若者の悩みに応える **LINE 相談** を拡充します
～11月2日から“毎日”実施～

様々な悩みごとを抱える子ども・若者とそのご家族の方を対象に心理カウンセラー等、専門の相談員がLINEチャットによる相談をリアルタイムで受け付けています。
現在相談日は週3日(月・水・日 年末年始除く)ですが、11月2日から相談日を拡充し毎日(年末年始含む)実施します。

相談受付日時
毎日(土・日・祝日・年末年始を含む)
14時から21時まで

LINE公式アカウント名
「よこはま子ども・若者相談室」

選べる相談メニュー
・友人関係や進学・就職など悩みごと全般のご相談
・ひきこもりに関するご相談

相談開始方法
二次元コードから
LINEが「友達追加」をしてください。

相談は無料です
秘密は守ります

お問い合わせ先
こども青少年発達少年相談課 番付 横倉子 Tel. 045-671-2297

令和6年度の取組

支援体制の構築＜新規＞

○庁内及び関係機関との支援体制の構築

- ① ヤングケアラーは、その家族への支援の課題であり、家族に対する適切なアセスメントにより、世帯全体を支援する視点を持った対策が必要
- ② 福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが必要
- ③ こども家庭庁における子ども・若者育成支援推進法の改正によるヤングケアラー支援の法制化への対応が必要



- ① ヤングケアラー支援に関する検討会(横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会)
- ② 有識者・ヤングケアラーを支援する団体等へのヒアリング
ヤングケアラーの実態や取組状況、今後の取組などをヒアリング
- ③ 庁内連絡会(係長級検討会)
構成: こども青少年局、国際局、健康福祉局、教育委員会事務局、医療局
内容: 各部署における課題の共有や解決に向けた取組、アセスメントの方法や連携方法について検討、庁内職員向けマニュアルの作成

ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

法改正の経緯・概要

法改正までの背景

- ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（令和3年5月17日）により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上が今後取り組むべき施策と設定された。
- 国においては、**令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始した。**
- しかし、ヤングケアラー支援に関する**法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。**



法改正の内容（公布日（令和6年6月12日）施行）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、**子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。**
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとした。

法改正に係る施行通知の概要①

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」

令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知

<定義>

- ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すもの。
- 都道府県及び市区町村（こども家庭センター等）において支援対象であるかの判断を行うに当たっては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要。
- 「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。

<支援の対象年齢>

- こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。

<具体的な支援のあり方>

(1) ヤングケアラーの把握

① 市区町村における記名式等による実態把握

まずは、ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要であり、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努める必要がある。その上で、主に市区町村において任意の記名式等個人を把握することが可能な方法により調査を実施することが必要。

特にこどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、市区町村（こども家庭センター）から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効。

法改正に係る施行通知の概要②

② 支援の必要性、緊急性の高い者への優先的な支援

ヤングケアラーへの支援を進めるに当たっては、特に支援の必要性、緊急性が高い者を特定し、優先的に支援を展開していくことも重要。特に優先的に支援を行う必要性の高いケースとしては、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであったりするなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースが想定。

(生活保護や児童扶養手当の受給家庭の状況確認によるアプローチ)

- 管内の福祉事務所等との連携により生活保護を受給している家庭の世帯構成を確認し、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯については、こども家庭センターの職員がケースワーカーとの同行訪問等により状況を確認する
- 児童扶養手当の申請手続等において、受給者等に日常的なケアが必要であり、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯を把握した場合には、こども家庭センターの職員がひとり親担当の職員とともに状況を確認するなど、優先的に支援を進めることが効果的。

(学校等を通じたアンケート調査等によるアプローチ)

市区町村（こども家庭センター）による学校等の関係機関を通じたアンケート調査やスクールカウンセラーによる相談支援の結果等の内容も十分踏まえて、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努める。その際、把握したヤングケアラーの情報について、学校等とこども家庭センターとが適切に情報共有し、支援につなげていくことが有効。

(精神保健福祉分野との連携によるアプローチ)

- 都道府県等の精神保健福祉担当部局（自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の担当等）と連携しつつ、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯について状況を確認する
- 精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、精神科医療機関や訪問看護事業者等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると思われる家庭についての情報提供を促すなど、精神保健福祉分野との連携も効果的。

③ 市区町村と都道府県の役割分担及び予算事業の活用について

- 市区町村におけるヤングケアラーの把握のための調査は、定期的な実施が望まれる（少なくとも年に1回程度）。
- 都道府県においては、広域的な調査を実施した上で、条例の制定や計画策定など広域的に支援体制を整備するための取組を進めることが効果的。
- これらの調査により把握された実態を踏まえ、都道府県が中心となって市区町村との役割を整理し、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みを構築。
- ヤングケアラーの実態調査の実施に際しては、ヤングケアラー支援体制強化事業における実態調査・把握への補助を積極活用。

法改正に係る施行通知の概要③

(2) ヤングケアラーへの支援

① 18歳未満の支援 → ども家庭センターにおけるヤングケアラー支援については施行通知別紙1を参照

- 要支援児童等に該当する児童については、市区町村のども家庭センター等においてサポートプラン（SP）を作成し、包括的・計画的に支援。当該児童やその保護者が支援を拒否している場合等であっても、SPの作成に向けた働き方を丁寧に行う。

② 18歳以上の支援 (都道府県の役割)

- 特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援に向けた市区町村へのつなぎや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制を整備。（管内の子ども・若者総合支援センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する、管内をカバーしうる民間支援団体等に依頼する等）

(市区町村の役割)

- 年齢により切れ目なく支援を行うために、市区町村としても支援体制を整備。特に、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待。

③ 具体的な支援内容と支援体制の整備 → 具体的な支援内容例については施行通知別紙2を参照

- 介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業、外国語対応通訳の派遣等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替していくほか、日常的なケアから離れたレスパイトの機会を確保、ピアサポート等の相談支援等、必要な支援の実施体制を整備。
- 介護保険、障害福祉サービス等の関係機関・部署に対して、子が主たる介護者となっている場合には、子を「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮して支給決定等を行う必要があることなどの認識を十分共有。
- 支援体制の構築に際してはヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）を積極活用。

④ 実態把握・支援の実施状況の定期的な照会・公表

- 各市区町村におけるヤングケアラーの把握・支援の実施状況（SP作成状況を含む）は、ども家庭庁より定期的に照会・公表。

(3) 支援に当たって留意すべき事項

- ども・若者や保護者等の複雑な心情等にも十分に配慮。
- ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、ども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定的・共感的な関わりを心掛け、外部サービスの導入に当たっては、家族全体を支援する視点を持って、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明等を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行う。

法改正に係る施行通知の概要④

<子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会等の連携の在り方> → 個人情報取扱いについては施行通知別紙3を参照

- 年齢によって支援が途切れることのないよう、当該児童が18歳に達するまでに、要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援調整機関にヤングケアラーの支援に必要な情報を提供するなど、各調整機関同士が連携を図るよう努める。
- 子ども・若者総合相談センターが、協議会間の支援をつなぐ拠点としての役割を担えるよう、例えば、以下のような対応を想定。
 - ① 子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わること。
 - ② 各市区町村において、子ども・若者総合相談センターや子若協議会の設置を一層促進。（こども家庭センターに、子ども・若者総合相談センターの機能を統合するなどして一体的に運営することは差し支えない）
- 介護や生活困窮など他制度における支援策を活用できるよう、社会福祉法や生活困窮者自立支援の支援会議や、介護保険法の地域ケア会議等との連携を行うことも重要。

<国民の理解の増進等>

- ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要。
- 国による積極的な広報啓発の実施に加え、各地方公共団体において、地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的・積極的な広報啓発の実施を検討。
- ヤングケアラーに関する広報啓発に当たっては、こども・若者の複雑な心情等にも十分に配慮することが重要。
 - ・ ヤングケアラーへの支援が家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであること
 - ・ 本人の受け止めに丁寧な捉えが必要があること
 - ・ その上でこども・若者にとって必要な時間が確保されるよう、こども家庭センターのSP等を通じた支援が行い得ること
- 等について、周囲の大人等の適切な理解を促し、当事者に寄り添った姿勢の下で支援につなげられるよう、丁寧な広報啓発を実施。

<調査研究の推進、人材の養成等>

- 国において、今後、ヤングケアラーへの支援の方法等に関する必要な調査研究等を実施。地方公共団体においても、ヤングケアラーの効果的な支援方法等に関する必要な調査研究の実施に努める。
- 国において、困難を有するこども・若者を支援する人材の養成について研修を実施予定。地方公共団体においても関係機関職員研修等への補助を積極活用しつつ、ヤングケアラーの支援に必要な人材の養成や支援体制の整備のための必要な施策を講ずるよう努める。

横浜市ヤングケアラー支援事業(横浜市委託事業)

後日アーカイブ
配信あり

令和6年度 ヤングケアラー 支援研修(全6回)

受講料
無料

定員**100名**
(先着順)

対象

どなたでも

地域で家族のケアや
子どもに関わる活動に携わる方/
家族のケアや
子どもに関わる施設等の職員/
関係団体、関係機関の職員(教育機関、
区福祉保健センター、行政関係者等)

本来大人が担うと想定されている家事や
家族の世話などを日常的に行っている
18歳未満の子どものことをヤングケアラーといいます。
本研修では有識者、ヤングケアラー支援団体、元当事者…
様々な分野の方から実際のお話をうかがい、
ヤングケアラーへの理解や、
求められるヤングケアラー支援についてなど
ヤングケアラー支援の輪を広げていくには
どうしたら良いか考えていきます。



日程

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
6/26 水	8/9 金	8/21 水	10/17 木	11/5 火	12/7 土

時間は全て 14:00 ~ 15:30 です。

会場

第1回 横浜市開港記念会館
中区本町1丁目6番地

- 電車
- ① JR京浜東北線・根岸線「関内駅」南口から徒歩10分(約700m)
 - ② 市営地下鉄線「関内駅」1番出口から徒歩10分(約700m)
 - ③ みなとみらい線「日本大通り駅」1番出口から徒歩1分(約50m)
- バス
- ④ 「本町1丁目」から徒歩1分(約50m)
 - ⑤ 「日本大通り駅・県庁前」から徒歩3分(約200m)
 - ⑥ 「開港記念会館前」から徒歩1分(約10m)

<https://www.kaikokinenkaikan.com/access/>

第2回~第6回

ウィリング横浜

港南区上大岡西1丁目6-1
ゆめおおおかオフィスタワー内

京浜急行/横浜市営地下鉄「上大岡」駅 徒歩3分
<https://www.yokohamashakyo.jp/willing/access/>

申込方法

電子申請申込フォームまたはEメール、お電話よりお申し込みください。

※各回開催10日前までにお申込みください。

※Eメールの場合は下記1~8までの必要事項を明記してください。

WEB申込フォーム

申込フォームはこちらから▶

<https://questant.jp/q/R6-youngcarer>



- 1 受講希望日 ※複数可
全6回 第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回
- 2 申込者氏名(ふりがな)
- 3 ご自身の職種や地域での活動内容など
- 4 電話番号
- 5 Eメールアドレス
- 6 年代(10代/20代/30代/40代/50代/60代/70代以上)
- 7 居住区または勤務地所在地の区
- 8 一時保育と手話通訳の有無
※保育は未就学児以下先着5名まで
一時保育が必要
手話通訳が必要
一時保育、手話通訳が必要
不要

Eメール

kenshu@yresearch-center.jp (担当: 佐塚、横井)

お申込み/お問合せ

TEL: 045-228-9117 (受付 9:00 ~ 17:00)

横浜市中区住吉町2-17 金井ビル 201号

※本研修は、横浜市の委託により、特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センターが実施します。

プログラム 時間は全て14:00～15:30です。

第1回

6/26 水

開港記念会館
第1会議室

内容



ケアラーに優しい
ヨコハマにしよう!
ご存知ですか?
ヤングケアラーのこと

プロフィール



■横浜創英大学 看護学部
精神看護学 教授

横山 恵子(よこやま けいこ)氏

専門は精神看護学。埼玉県立精神医療センター勤務後、日本社会事業大学大学院前期課程修了(社会福祉学修士)、東京女子医科大学大学院後期課程修了(看護学博士)、埼玉県立大学教授を経て現職。精神障害者家族会の活動に関わり、「精神疾患の親をもつ子どもの会(こどもびあ)」設立を支援、誰もが安心して生活できる地域づくりに貢献できればと思っている。著書『精神障がいのある親に育てられた子どもの語り 困難の理解とリカバリーへの支援』(明石書店)『静かなる変革者たち 精神障がいのある親に育てられ、成長して支援職に就いた子どもたちの語り』(ベンコム)他。

第2回

8/9 金

ウィリング横浜
121-122
研修室



国内のケアラー支援の実態
連携協働による
ヤングケアラー支援

■大阪公立大学 現代システム科学研究科
社会福祉学分野 教授

濱島 淑恵(はしま よしえ)氏 © 撮影：前川政明



日本女子大学大学院人間社会研究科博士課程後期満期退学。金沢大学で博士(学術)取得。家族介護に関する研究に取り組み、2016年に日本初となる高校生を対象としたヤングケアラーに関する質問調査を実施した。2019年からは「ふうせんの会」を有志とともに立ち上げ、ヤングケアラー支援にも携わっている。2020年、2021年には国による実態調査の研究班に参加し、現在は神戸市、大阪市等のヤングケアラー支援に関するアドバイザーを務めている。主な著書に『子ども介護者-ヤングケアラーの現実と社会の壁-』(角川新書)がある。

第3回

8/21 水

ウィリング横浜
901 研修室



10代で家族ケアを経験して
～ヤングケアラーの私が地域に願うこと～

■YCARP 子ども・若者ケアラーの声を届けよう
プロジェクト・小学校教諭

熊谷 佳音(くまがい かのん)氏



愛知県出身の24歳。小学生までは岡山県で過ごす。小学校低学年時に母がうつ病になり、これまで情緒的ケアを行ってきた。小学校高学年頃からは、母と発達障害のある兄による暴力を伴う衝突の仲裁や、家事を担うようになる。高校生になり15歳下の弟が産まれてからは育児も加わり、自分自身も心理的に不安定な時期が続く。就職を機に実家を離れ、現在は小学校教諭として勤務している。

第4回

10/17 木

ウィリング横浜
121-122
研修室



ヤングケアラー支援を通して
～これからのヤングケアラー支援に必要なこと～

■認定NPO法人
KATARiBA スタッフ

五味 菜々緒(ごみな なお)氏



埼玉県出身。2020年に立教大学卒業後、「児童虐待をなくしたい」という思いで新卒から児童相談所で3年間勤務。勤務の中で、児童虐待はそれ自体が問題ではなく、複合的な問題を抱えた家庭に表面化した一つの結果であると痛感し、複合的な問題を紐解くキッカケとなるサポートの手を増やしたいと思い2023年に認定 NPO 法人カタリバに入職。キッカケプログラムへ配属され、保護者伴走及びヤングケアラー支援の担当者として従事。社会福祉士および保育士資格保有。

第5回

11/5 火

ウィリング横浜
126-127
研修室



ヤングケアラー達と
共に生きる!
地域とケアラーをエンパワ!

■一般社団法人
Omoshiro 代表理事

勝呂 ちひろ(すぐろ ちひろ)氏

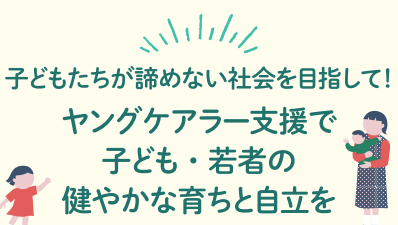


精神保健福祉士、神奈川県主任相談支援専門員、横浜市自立支援協議会本体会議委員。横浜市にて精神疾患を抱えるお父さん・お母さんとそこで暮らす子どもたちへの「親子まるっと伴走支援」を実施。「ケア」は人と制度につながるチャンスと発信し、ケアマネ事業を軸にケア軽減に向けての世帯への現実的なサポート導入と同時に、子どもたちへの居場所では自身の願いや希望を「伝える」「伝わる」練習を日々子どもたちと行っている。NHKハートネットTV、あさいちなどのメディアへの出演、全国の市町村における教育・福祉・子どもなど多方面の関係団体に向けての親子への実践的な支援に関する講演活動も行っている。

第6回

12/7 土

ウィリング横浜
901 研修室



子どもたちが諦めない社会を目指して!
ヤングケアラー支援で
子ども・若者の
健やかな育ちと自立を

■大阪公立大学 現代システム科学研究科
社会福祉学分野 教授

伊藤 嘉余子(いとう かよこ)氏

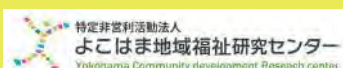


愛知県生まれ。社会福祉士、保育士、養育里親。日本子ども家庭福祉学会会長、NPO 法人日本子ども支援協会理事。社会的養護(児童福祉施設・里親制度等)のより良いあり方につながる研究や社会的活動を展開中。

※天候等諸事情により変更になる場合がありますのでホームページでご確認いただくか、お問合せください。 <https://yresearch-center.jp/>

※各回講義はアーカイブ配信のための撮影が入ります。 ※本研修は、横浜市の委託により、特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センターが実施します。

お問合せ



TEL : 045-228-9117 (受付 9:00～17:00) お申込みはこちら▶
横浜市中区住吉町 2-17 金井ビル 201 号

